

保育料の改正について

子ども子育て支援法施行令改正 (H29.3.31)

○教育施設利用者負担額の一部改定

教育施設利用者負担額のうち第 3 階層の保育料の上限を 16,100 円から 14,100 円に改定する。

幕別町保育料

第 1 表 (教育施設利用)

| | 所得割の額 | 旧月額 | → | 新月額 |
|--------|------------|----------|---|----------|
| 第 3 階層 | 77,100 円以下 | 13,600 円 | | 11,900 円 |

○要保護世帯の負担額を非課税世帯並みに引き下げ

町民税所得割の額が 77,101 円未満の要保護世帯の保育料の上限を非課税世帯 (第 2 階層) 並みに引き下げる。

※要保護世帯とは、「ひとり親世帯」「障害者世帯」などをいいます。

幕別町保育料 (要保護世帯)

第 1 表 (教育施設利用) 3 歳以上児 (標準時間)

| | 所得割の額 | 旧月額 | → | 新月額 |
|--------|------------|---------|---|---------|
| 第 3 階層 | 77,100 円以下 | 6,300 円 | | 2,000 円 |

第 2 表 (保育施設利用) 3 歳以上児 (標準時間)

| | 所得割の額 | 旧月額 | → | 新月額 |
|-----|------------|---------|---|---------|
| 3-1 | 均等割のみ | 3,000 円 | | 2,000 円 |
| 3-2 | 48,600 円未満 | 5,250 円 | | |
| 4-1 | 72,000 円未満 | 8,600 円 | | |
| 4-2 | 84,000 円未満 | 9,750 円 | | |

※4-2 階層については、所得割額 77,101 円未満の世帯のみ

3 歳以上児・短時間認定・へき地保育所についても同水準で軽減されます。

○非課税世帯の第 2 子保育料の無料化

町民税非課税世帯 (第 2 階層) の第 2 子に係る保育料を無料にする。

幕別町保育料 (非課税世帯)

旧月額 1,000 円 → 新月額 0 円

多子世帯に係る北海道独自軽減

○多子世帯の第2子以降保育料の無料化

町民税所得割額 169,000 円未満（第5階層）である多子世帯における3歳未満の第2子以降の保育料を無料にする。

- ・所得条件 町民税所得割額 169,000 円未満の世帯
※世帯収入 640 万円を想定
- ・年齢条件 3歳未満児に係る保育料
- ・多子条件 扶養している子（年齢制限なし）のうち年長者から数えて第2子以降
- ・補助率 無料化するために係る費用（国基準保育料）の1/2を補助

幕別町保育料

第2表（保育施設利用）3歳未満児（標準時間）

| | 所得割の額 | 旧月額 | | 新月額 |
|-----|-------------|----------|----------|-----|
| | | 同時通所あり | 同時通所なし | |
| 3-1 | 均等割のみ | 4,500 円 | | 0 円 |
| 3-2 | 48,600 円未満 | 6,800 円 | | |
| 4-1 | 72,000 円未満 | 9,550 円 | 19,100 円 | |
| 4-2 | 84,000 円未満 | 10,800 円 | 21,600 円 | |
| 4-3 | 97,000 円未満 | 12,750 円 | 25,500 円 | |
| 5-1 | 135,000 円未満 | 15,100 円 | 30,200 円 | |
| 5-2 | 152,000 円未満 | 17,000 円 | 34,000 円 | |
| 5-3 | 169,000 円未満 | 18,900 円 | 37,800 円 | |

短時間認定・へき地保育所についても同水準で軽減されます。

保育料の係る影響額

- ・法施行令改正に係る影響額
保育料収入の減 616,200 円
- ・道独自軽減に係る影響額
保育料収入の減 道補助金収入の増
12,289,200 円 - 8,559,900 円 = 3,729,300 円